

<問題 1 >

次のAからEまでのうち、正しいものは、いくつあるか答えなさい。

- A 原子力供給国グループ（NSG）は、インドの核実験を契機に設立された。NSGのガイドラインには、原子力専用品の輸出を管理するパート1と原子力汎用品の輸出を管理するパート2の2種類がある。
- B MTCR（Missile Technology Control Regime）は、大量破壊兵器の運搬手段となるミサイル及びその開発に寄与しうる関連汎用品・技術の輸出を規制している。まず、核兵器の運搬手段となるミサイル及び関連汎用品・技術を規制対象にし、その後、核兵器のみならず、生物・化学兵器を含む大量破壊兵器を運搬可能なミサイル及び関連汎用品・技術も規制対象としている。
- C ワッセナー・アレンジメントの目的の一つは、通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の移転に関する透明性の増大及びより責任ある管理を実現し、それらの過度の蓄積を防止することにより、地域及び国際社会の安全と安定に寄与することにある。
- D ココムがその規制対象地域を共産圏に限定していたのに対し、ワッセナー・アレンジメントでは特定の国家・地域に的を絞ることなく全ての国家・地域及びテロリスト等の非国家主体を規制対象としている。
- E オーストラリア・グループ（AG）は、イラン・イラク戦争の際に化学兵器が用いられていたことを契機に発足した。まず、化学兵器開発に用いる化学剤を規制し、その後生物兵器関連汎用品及び関連技術も規制の対象としている。

- 1 . 1 個
- 2 . 2 個
- 3 . 3 個
- 4 . 4 個
- 5 . 5 個

<問題 2 >

次の中から正しい組合せのものを一つ選びなさい。

- A 輸出貿易管理令の運用について（運用通達） 0 - 2 の「輸出の時点」は、船舶又は航空機の輸出の場合や洋上輸出の場合を除き、貨物を本邦から外国へ向けて送付するために船舶又は航空機に積み込んだ時とされている。
- B 運用通達 0 - 2 の「輸出の時点」は、船舶又は航空機の輸出の場合や洋上輸出の場合を除き、貨物を本邦から外国へ向けて送付するために船舶又は航空機に積み込もうと税関に申告した時とされている。
- C 外国為替及び外国貿易法第 2 5 条第 1 項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について（役務通達） 1（3）の「取引の時点」のアでは、貨物の形による技術データの形態を提供する場合は、その貨物を非居住者に引き渡したとき又は非居住者に提供することを目的として外国に向けた船舶若しくは航空機に積

み込もうとしたときのいずれか早い方とされている。

D 役務通達 1 ( 3 ) の「取引の時点」のイでは、技術支援又は貨物の形によらない技術データの形態を提供する場合は、これらの技術を非居住者に提供しようとしたときとされている。

E 役務通達 1 ( 3 ) の「取引の時点」のアでは、貨物の形による技術データの形態を提供する場合は、その貨物を非居住者に引き渡したとき又は非居住者に提供することを目的として外国に向けた船舶若しくは航空機に積み込んだときのいずれか早い方とされている。

1 . A ・ C

2 . A ・ E

3 . B ・ C

4 . B ・ D

5 . B ・ E

< 問題 3 >

仲介貿易取引規制について、正しいものはいくつあるか答えなさい。なお、当初の船積地域及び仕向地は、各企業が所在する国・地域とする。

A 東京の貿易商社 A が、買いと売りの双方の当事者となり、輸出貿易管理令（輸出令）別表第 1 の 1 の項に該当する貨物を米国の企業 B から買って、英国の企業 C に売る仲介貿易取引を行う場合、仲介貿易取引許可は必要である。

B 名古屋の企業 D が、買いと売りの双方の当事者となり、輸出令別表第 1 の 1 6 の項に該当する貨物を米国の企業 E から買って、外国ユーザーリストに掲載されているイスラエルの企業 F に売る仲介貿易取引を行う場合は、仲介貿易取引許可が必要である。

C 大阪の企業 G が、買いと売りの双方の当事者となり、輸出令別表第 1 の 1 6 の項に該当する貨物をシンガポールの企業 H から買って、中国の企業 I に売る仲介貿易取引を行い、貨物を移動後、中国の企業 I のホームページで、貨物がミサイルの開発・製造に使用されたと後日知った場合は、仲介貿易取引許可申請を行う必要がある。

D 福岡の貿易商社 J の香港にある現地法人 K が、買いと売りの双方の当事者となり、輸出令別表第 1 の 3 の項に該当する貨物をマカオの企業 L から買って、ロシアの企業 M に売る仲介貿易取引を行い、貨物を移動させようとしたところ、ロシアの企業 M との契約書に農薬の製造で使用すると記述があった。この場合、福岡の貿易商社 J が仲介貿易取引許可を取得する必要がある。

E 東京の貿易商社 N のジャカルタ支店 O が輸出令別表第 1 の 7 の項に該当する貨物（4 万円）の買いと売りの双方の当事者となり台湾の企業 P から買って、シンガポールの企業 Q に売る仲介貿易取引を行い、貨物を移動させようとしたところ、大量破壊兵器等の開発等に用いられる旨の文書をシンガポールの企業 Q から受け取った。

しかし、この場合、貨物は、少額特例が適用できるため、東京の貿易商社Nの仲介貿易取引許可は不要である。

- 1 . 1 個
- 2 . 2 個
- 3 . 3 個
- 4 . 4 個
- 5 . 5 個

< 問題 4 >

輸出貿易管理令の運用について（運用通達）の輸出関係書類の記載要領について、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 . 展示会へ展示品を輸出しようとする者が、輸出先において自ら貨物を管理し、目的終了後に貨物を日本へ積み戻す場合は、輸出許可申請書の「買主名」欄には展示会の主催者を記載する。
- 2 . 輸出許可申請書の「商品名」の欄の商品名は、一般的な用語で記載してはならない。ただし、同一商品名で、信用状等に記載された名称と異なる場合は、必ずその名称をカッコ書に記載しなければならない。
- 3 . 輸出時において需要者が未定である場合であっても、輸出許可申請書の「需要者」欄には推定される需要者（複数あれば代表的な需要者）を記載する。
- 4 . 輸出許可申請書の「申請者記名押印又は署名」の欄の記名押印又は署名の当事者とは、個人の場合は本人、法人の場合は代表権者（代表権を委任された者を含む。）に限られている。なお、代理申請の場合には、輸出しようとする者の代理である旨を記載し、代理者が記名押印又は署名をする。
- 5 . 輸出された貨物の最終陸揚港の属する国以外で、消費又は加工されることが明らかでない場合は、輸出許可申請書の「仕向地」欄には、その消費又は加工される国を記載する。消費される国と加工される国が異なる場合は、加工される国を「仕向地」欄に記載する。

< 問題 5 >

輸出貿易管理令第4条第1項第五号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物、いわゆる暗号特例告示について、下線部分が正しいものすべてを列挙したものを一つ選びなさい。

- 一 輸出貿易管理令別表第1の8の項に掲げる貨物であって、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号。以下「貨物等省令」という。）第7条第一号八に該当するもののうち、次のイから八までのすべてに該当するもの

イ 購入に関して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便若しくは公衆電気通信回線に接続した入出力装置（電話を含む。）による注文により、販売店の在庫から販売されるもの（外国でのみ販売されるものは除く。）

ロ 暗号機能が 使用者によって変更できないもの

ハ 使用に際して 供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの

ニ 輸出貿易管理令別表第1の8の項に掲げる貨物であって、貨物等省令第8条第九号、第十号又は第十二号のいずれかに該当するもののうち、前号のイからハまでのすべてに該当するもの

- 1 . . .
- 2 . . .
- 3 . . .
- 4 . . .
- 5 . . .

<問題6>

輸出貿易管理令（輸出令）第4条第1項第四号の少額特例について正しい記述はいくつあるか答えなさい。

- A 少額特例は、1契約で輸出令第4条第1項第四号の要件を満たせば、年に何回でも適用してよい。
- B アフガニスタン向けの輸出については、少額特例は適用できない。
- C 外国ユーザーリストに掲載されているすべての企業・団体については、どのような場合でも少額特例は適用できない。
- D 輸出令別表第1の1の項から4の項、14の項に該当する貨物の輸出については、少額特例は適用できない。
- E 輸出令別表第4の地域を仕向地とする場合は、少額特例は適用できない。

- 1 . 1個
- 2 . 2個
- 3 . 3個
- 4 . 4個
- 5 . 5個

<問題7>

「輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びヘの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物」(無償告示)について正しい記述がいくつあるか答えなさい。

ただし、以下の設問において、輸出される貨物は、輸出令別表第1の9の項(1)にのみ該当で、製品価格は200万円とする。

- A ドイツから輸入した貨物を修理するためにドイツのメーカーに無償で輸出して、修理後、日本へ輸入する場合は、輸出許可は不要である。
- B 中国での展示会に出品する貨物を無償で輸出して、展示会終了後、日本へ輸入する場合は、輸出許可は不要である。
- C 日本での展示会にパキスタンから出品された貨物で、展示会が終了後、その貨物をイランへ返送する場合は、輸出許可は不要である。
- D 輸出者が自分で使用するために携帯する貨物で日本へ持ち帰る場合は、常に輸出許可は不要である。
- E 日本での展示会にオーストラリアから出品された貨物で、展示会が終了後、その貨物をオーストラリアへ返送する場合は、輸出許可は不要である。

- 1 . 1個
- 2 . 2個
- 3 . 3個
- 4 . 4個
- 5 . 5個

<問題8>

輸出貿易管理令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出許可基準について正しい記述はいくつあるか答えなさい。

- A 申請内容にある需要者が貨物を使用することが確からしいか否か
- B 貨物が実際に需要者に到達するのが確からしいか否か
- C 貨物が正しく通関申告されることが確からしいか否か
- D 貨物が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある用途に使用されないことが確からしいか否か
- E 貨物が輸出者によって適正に管理されることが確からしいか否か

- 1 . 1個
- 2 . 2個
- 3 . 3個
- 4 . 4個

<問題 9 >

貿易外省令第9条第1項第十号八では、「輸出貿易管理令別表第1の中欄に掲げる貨物（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）と同時に提供されるプログラムであって、次の（一）及び（二）に該当するものを提供する取引」と規定されているが、（一）と（二）にあてはまる正しい組合せを選びなさい。

- A 当該貨物に内蔵されており、かつ、プログラムの書換え及びプログラム媒体の取替えが物理的に困難であるもの
- B 購入に関して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、信書便事業者（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者をいう。以下同じ。）による同条第2項に規定する信書便若しくは公衆電気通信回線に接続した入出力装置（電話を含む。）による注文により、販売店の在庫から販売されるもの又は使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるもの
- C 当該貨物に内蔵されており、かつ、プログラムの書換え及びプログラム媒体の取替えが客観的に困難であるもの
- D 当該貨物を使用するために特別に設計されたプログラムであって、いかなる形式でもソースコードが提供されないもの
- E 当該貨物を使用するために特別に設計されたプログラムであって、ソースコードが公知でないもの

- 1 .（一）A（二）B
- 2 .（一）A（二）D
- 3 .（一）A（二）E
- 4 .（一）D（二）C
- 5 .（一）C（二）E

<問題 10 >

一般包括輸出許可を新規に取得するための要件として、正しいものをすべて列挙しているものを選びなさい。

- A 一般包括輸出許可の申請3ヶ月前に、必ず経済産業省に輸出管理社内規程の届出を行い、その受理票の発行を受けていること。
- B 経済産業省が明示する適格説明会へ役員又は正規職員が一般包括輸出許可申請前の1年間に参加していること。ただし、天災その他やむを得ない事情があるときは除く。
- C 一般包括輸出許可の申請前に、外国為替及び外国貿易法第68条に係る立入検査を受けていること。
- D 過去1年間に5回以上の個別の輸出許可を取得していること。

- 1 . A ・ D
- 2 . B
- 3 . C
- 4 . A ・ B
- ~~5 . A ・ D~~

<問題 1 1 >

一般包括輸出許可が適用できない場合について、いくつあるか答えなさい。

- A 英国に輸出貿易管理令（輸出令）別表第 1 の 1 の項（ 1 1 ）に該当する軍用ヘルメットを輸出する場合
- B イラン向けに輸出令別表第 1 の 6 の項（ 1 ）に該当する軸受を輸出する場合
- C アフガニスタン向けに輸出令別表第 1 の 9 の項（ 7 ）に該当する暗号装置を輸出する場合
- D 輸出令別表第 1 の 1 6 の項に該当する直流電源装置を中国にある自社の子会社に輸出する場合
- E 輸出令別表第 1 の 1 5 の項に該当する貨物を英国の石油会社に輸出する場合

- 1 . 1 個
- 2 . 2 個
- 3 . 3 個
- 4 . 4 個
- 5 . 5 個

<問題 1 2 >

一般包括輸出許可又は特定包括輸出許可により貨物を輸出する場合、いわゆる「失効条件」に関する説明について、誤っているものをすべて列挙している組合せを選びなさい。

- A 特定包括輸出許可により輸出貿易管理令（輸出令）別表第 3 の地域に輸出する場合であって、軍事用途に該当する場合は「失効」する。
- B 特定包括輸出許可により輸出する場合で、需要者が「外国ユーザーリスト」に掲載されている場合は、経済産業省への「事前届出」を要する。
- C 一般包括輸出許可により輸出する場合で、需要者が輸出令別表第 3 の地域以外で、未定の場合は、「失効」する。
- D 一般包括輸出許可により輸出する場合で、輸入者が「外国ユーザーリスト」に掲載されている場合は、「失効」する。

- 1 . A ・ B

- 2 . A ・ B ・ C
- 3 . A ・ B ・ C ・ D
- 4 . B ・ D
- 5 . 誤りはない

< 問題 1 3 >

次の案件の取引審査にあたり、最も適切な対応をしているものを一つ選びなさい。  
なお、仕向地は、輸出貿易管理令（輸出令）別表第 3 に掲げる地域以外の地域とする。

- 1 . 需要者は「外国ユーザーリスト」に掲載されており、懸念区分は「ミサイル、核」である。引合貨物は、輸出令別表第 1 の 1 6 の項に該当する「凍結乾燥機」で「大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」に掲載されており、懸念される用途は「生物兵器」である。営業部門には「明らかなガイドライン」に基づく用途確認を指示し、用途が「核兵器等の開発等」又は輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（おそれ省令）の別表に掲げる行為以外であることが明らかなことを確認できれば輸出できる。
- 2 . 引合貨物は、輸出令別表第 1 の 6 の項の「軸受（告示貨物ではない）」である。需要者は、軍需関係の事業を行っているが大量破壊兵器関連ではないため、営業部門には一般包括輸出許可証により輸出可能と通知する。
- 3 . 引合貨物は、輸出令別表第 1 の 1 6 の項に該当している。用途は不明であるが、取引金額が 1 万円であるため、少額特例により輸出できる。
- 4 . 経済産業省の輸出許可を取得し、輸出した貨物が不良品であることがわかった。輸出令第 4 条第 1 項第二号ホのいわゆる「無償告示」では 1 対 1 の交換が輸出許可不要の特例として認められることから、営業部門には至急代替の貨物を輸出し、不良品であった貨物の返品を受けるように指示した。
- 5 . 外国ユーザーリストに掲載されている企業（懸念区分は、ミサイル・核）の子会社で貿易商社の A から、初めての取引で、輸出令別表第 1 の 1 6 の項に該当する炭素繊維とアラミド繊維（「大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」で懸念される用途は、核兵器・ミサイル）の大量の注文をいただいた。使用目的は、不明であったが、大量破壊兵器等に使わないという A の担当営業員の誓約書を入手したので、直ちに輸出した。

< 問題 1 4 >

以下の案件の取引審査に関して、次の中から最も適切な対応のものを一つ選びなさい。

仕向地：リビア

輸出貨物：輸出貿易管理令（輸出令）別表第 1 の 5 の項（ 1 4 ）に該当する「セラミック複合材料」（告示貨物に該当）



- 1 . 取引価額は3万円であるが、リビア向けは少額特例の適用はないため、取得している一般包括輸出許可により輸出するように営業に指示した。なお、一般包括輸出許可の「失効条件」には該当していないことは確認できている。
- 2 . 最終需要者とは、初めての取引で、用途も不明であったが、受注額が多額だったので、営業部門の担当者は、取引審査は慎重に行ったと輸出管理部門に報告した。輸出管理部門も営業部門の当該担当者は、いつも営業成績がトップなのでチェックを簡略化した。
- 3 . 取引価額はUS\$400であり、かつ、需要者・用途共に調査の結果懸念する情報はない。社内換算レートにより日本円に換算・計算したところ、48,000円であった。輸出令第4条第1項第四号に規定の「少額特例」の範囲内である。営業部門には少額特例で輸出するように指示した。
- 4 . 取引価額は3万円であり、かつ、需要者・用途共に調査の結果懸念する情報はない。輸出令第4条第1項第四号に規定の「少額特例」により輸出できる。したがって、営業部門には少額特例により輸出するように指示した。
- 5 . 取引価額は50万円である。一般包括輸出許可を取得していないので所定の書類を揃えて経済産業局に輸出許可申請するように営業に指示した。なお、需要者・用途共に調査の結果懸念する情報はない。

<問題15>

いわゆるキャッチオール規制の客観要件又はその対応に関する説明で、明らかに誤っているものをすべて列挙しているものを一つ選びなさい。

- A 「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」(おそれ省令)別表第三号の「重水の製造」を行うことが明らかな取引は需要者要件に該当する。
- B 需要者要件は「核兵器等の開発等を行う」場合はもとより、「核兵器等の開発等を行った」場合をも対象としている。
- C 平成19年3月発行の経済産業省の通達「厳正な輸出管理の実施について」において、「輸出者にとっては、用途の厳正な確認、転用・無断再移転の防止のための取り組みを徹底されることを要請します」とあり、用途の確認や転用等の防止措置が輸出管理の重要な要素であることが強調されている。
- D 経済産業省からの「輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン」(明らかなガイドライン)に基づく審査項目の一つに、輸出する貨物等の用途の如何に係らず、外国ユーザーリストに掲載されている企業・団体向けの取引でないことが挙げられている。
- E 「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等」(文書等告示)の第二号の経済産業省が作成した文書等に外国ユーザーリストは該当する。

- 1 . A ・ B
- 2 . A ・ C
- 3 . A ・ D
- 4 . B ・ E
- 5 . D ・ E

<問題 16 >

「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」(おそれ省令)における「輸出者が入手した文書等のうち経済産業大臣が告示で定めるもの」にあたらないものを一つ選びなさい。

- 1 . 輸出者がその貨物を輸出するにあたって、代理店を通じて顧客の製造現場を写したデジタルカメラの画像データを入手した場合
- 2 . 輸出者がその貨物を輸出するにあたって、過去の取引において入手し、光ディスクに保管したファイルを参照した場合
- 3 . 輸出者がその貨物を輸出するにあたって入手した各種海外情報等の調査結果
- 4 . たまたま海外のニュースを見ていた時に、カーンネットワークに關与した疑惑のある企業名が報道され、取引先の名前がTVの画面に映った場合
- 5 . 「外国ユーザーリスト」は入手したが、忙しかったので確認しなかった場合

<問題 17 >

平成19年3月5日付けで公表された「厳正な輸出管理の実施について」について、下線部分について、正しいものをすべて列挙している番号を一つ選びなさい。

- A 外国為替及び外国貿易法(外為法)の遵守及び輸出管理の重要性について輸出関連部門が認識を深め、社内、子会社・関連会社、海外子会社に対して周知徹底されるとともに、輸出管理体制の整備や実際の輸出管理の実施等にあたり輸出関連部門が責任を持って実行されるよう要請します。
- B 昨年1年間に実施してきた立入検査では、輸出管理の実態が不適切であるとして既存の許可の取消処分や改善指導に至る事例も発生しており、とりわけ取引審査や出荷管理に比較的不適切な点が集中しがちであるという傾向が認められます。こうした実情にも留意し、輸出管理の現状について点検され、万全を期されるように要請します。
- C 輸出管理体制をもつ輸出者の場合をも含め、不実の輸出許可申請や申請書類の不備など不適切な輸出許可申請の事案が少なからず認められ、許可条件や誓約内容が的確に履行されない事案もまま見られる状況にあります。こうした現状を踏まえ、輸出管理の一環として適正な許可申請や確実な許可条件等の履行に万全を期されることを要請します。
- D 当省においては、輸出管理を的確に実施している許可申請者の申請に対しては、極力審査期間を短縮する「ファーストラック審査」運用を実施してきていますが、

輸出管理を的確に実施しているとされる許可申請者においても少なからず申請書類が不適切でありその適用対象とするに馴染みがたい事例もなお少なくない実情にあります。不適切な申請書類による申請が継続する場合には輸出管理が的確に実施されていないと認められその適用対象から除外されるものでもあり、適正な輸出管理が稼働していることを確認されることを要請します。

E 輸出に当たっては、貨物の用途を的確に確認し、転用や無断再移転を確実に防止することが輸出管理に当たっての重要な視点であります。そうした中で、許可申請が不要な輸出をも含め、すべての需要者から転用や無断再移転を行わない旨の誓約書を取得することは輸出者の責務であります。輸出者にとっては、用途の厳正な確認、転用・無断再移転の防止のための取り組みを徹底されることを要請します。

- 1 . A ・ B ・ C
- 2 . A ・ D ・ E
- 3 . A ・ E
- 4 . B ・ C ・ D
- 5 . D ・ E

< 問題 18 >

輸出管理社内規程の考え方として、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 国内販売であっても、その後輸出されることが明らかな場合には、直接輸出する場合に準じた社内審査を行う等慎重に対応する必要がある。
- B 取締役以上が取引審査の最終判断権者になるとともに、輸出又は技術提供の可否について疑義のある取引の遂行を未然に防止する体制を整備する必要がある。
- C 仲介貿易取引を行っていない事業者についても、輸出管理社内規程に仲介貿易取引を規定する必要がある。
- D 輸出管理に関する文書については、その重要性から会社の規模等に係わらず、輸出管理部門が保管責任部門となるよう大臣通達で定められている。
- E 輸出管理に関する文書については、電子的媒体等による保存は認められていないので、必ず原本で保存する義務がある。

- 1 . 1 個
- 2 . 2 個
- 3 . 3 個
- 4 . 4 個
- 5 . 5 個

< 問題 19 >

該非判定について、正しい説明を一つ選びなさい。

- 1．該非判定は非常に重要であるため、個々の製品の該非判定結果については輸出管理の最高責任者である代表取締役の承認を得なければならない。
- 2．該非判定は特に貨物や技術の設計者、技術者でなく、顧客のニーズに熟知している営業担当者が行うのが望ましい。
- 3．他社から購入した貨物の輸出に関して、規制対象外であることが明らかで、自社で該非判定ができる場合は、必ずしも購入先から該非判定書の入手等をしなくても自社の責任で判断してよい。
- 4．貨物に付随して技術が提供される場合、当該技術は許可不要となるので、貨物の該非判定は必要であるが、技術の該非判定は必要でない。
- 5．該非判定は契約時の政省令等に基づいて判断するため、政省令等の改正情報に注意し、常に最新の政省令等を入手しなければならない。

<問題20>

次の文は、輸出貿易管理令の運用について（運用通達）の4 - 1 - 2からの抜粋である。下記の空欄 [ A ] に入る正しいものを選びなさい。

(5) 輸出貿易管理令(輸出令)第4条第1項第二号のホ及びヘに規定する貨物は、輸出令第4条第1項第二号のホ及びヘの規定に基づく無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める告示に定められているが、その取扱いは、次による。

(イ) 同告示第一号1に規定する「本邦から輸出された貨物であって、本邦において修理された後再輸出するもの」とは、本邦から輸出した貨物を本邦において修理するために輸入し、修理完了後当該貨物の本邦への輸出者に再輸出するものであって、修理した貨物が本邦から輸出したときの仕様から変更のないものをいい、修理には1対1の交換を含むものとする。

なお、[ A ] を問わないものとする。

- 1．当該修理が無償か有償か
- 2．交換の場合は当該修理品の輸入前か輸入後か
- 3．後継機種への交換による仕様の変更
- 4．修理に付随した改造による仕様の変更
- 5．輸入する貨物と輸出する貨物の数量の相違

<問題21>

貨物に内蔵されているプログラムの該非判定と非居住者への役務提供について、正しいものをすべて列挙しているものを一つ選びなさい。

A 貨物に内蔵されている該当のプログラムについては、貨物が輸出貿易管理令別表第1に該当すれば、貨物として輸出許可を取得するため、プログラムとして役務取引許可の取得は不要である。なお、貨物が非該当の場合は、役務取引許可の取得は

必要となる。

- B 輸出貿易管理令の運用について（運用通達）の1-1(7)(イ)ただし書きにいう「他の貨物の部分をなしているものであって、当該他の貨物の主要な要素となっていないと判断されるもの」に内蔵されているプログラムは、どのような機能のものであっても、外国為替令別表の1の項から15の項までの中欄に掲げる技術のいずれにも該当しないものとして扱われる。
- C 貨物に内蔵されているプログラムであって、ソースコードが公開されているプログラムは、いかなる場合も役務取引許可は不要である。
- D リスト規制に該当しない貨物に内蔵されているプログラムは、すべて非該当になるので、役務取引許可は不要である。
- E 輸出した貨物を日本において修理した後に再輸出される貨物に内蔵されており、許可を受けて提供したものと同一プログラムを同じ取引の相手方に提供する場合は、役務取引許可は不要である。

- 1 . A ・ C
- 2 . B ・ C ・ D
- 3 . B ・ E
- 4 . B ・ D ・ E
- 5 . C ・ E

<問題22>

次の事例を読んで、正しいものを一つ選びなさい。

(事例)

大阪の工作機械メーカーAの海外営業部の甲は、中国のメーカーBから、輸出貿易管理令（輸出令）別表第1の16の項と外国為替令（外為令）別表の16の項に該当している工作機械、10台（総額2億円）の引き合いを受けた。

メーカーBとは、新規の取引で、引き合いを受けた工作機械もメーカーBの担当者の乙が照明器具を製造するには、かなり性能が良いものであった。

甲が、中国出張の際、工作機械の一部販売を委託している英国の貿易商社Cの北京事務所に寄って、メーカーBと取引することについて、所長の丙に意見を求めたところ、「大きな声では言えないが、メーカーBは、軍と関係があり、ミサイルや核開発なども行っているのだから、取引は止めた方がよい。」と忠告された。

その後、甲は、大阪に戻って上司に報告した結果、輸出管理社内規程に則り、メーカーBからの引き合いを断った。しかし、その1ヶ月後、メーカーAのライバルメーカーである東京の工作機械メーカーDが、中国のメーカーBから同種の輸出令別表第1の16の項と外為令別表の16の項に該当する工作機械を大量受注したというニュースを聞いた。

- 1 . 大阪の工作機械メーカーAの海外営業部の甲は、引き合いを受けた工作機械がメーカーBの照明器具を製造するには、かなり性能が良く不自然であることを

知ったので、直ちに輸出許可申請と役務取引許可申請を行う必要がある。

- 2 . キャッチオール規制に関する通達の「大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸出規制に係る輸出手続き等について(お知らせ)」では、商慣習上の調査のみならず、輸出者の業種や規模・輸出貨物等の内容に応じた調査が求められている。
- 3 . 「大きな声では言えないが、メーカーBは、軍と関係があり、ミサイルや核開発なども行っているので、取引は止めた方がよい。」と忠告されたのが、ライバルメーカーDの北京駐在員である場合、おそれ省令でいう「連絡を受けた」にあたらぬ。
- 4 . この事例の東京の工作機械メーカーDは、メーカーBから受注した工作機械を輸出する場合は、特定包括輸出許可と特定包括役務取引許可を取得する必要がある。
- 5 . 仮にメーカーAが引き合いを断る前に、メーカーBが、本当に照明器具を製造することが明らかになった場合でも、「大きな声では言えないが、メーカーBは、軍と関係があり、ミサイルや核開発なども行っているので、取引は止めた方がよい。」という忠告を受けているので、必ず輸出許可と役務取引許可を取得しなければならない。

<問題23>

外国為替及び外国貿易法(外為法)第53条について、次の(1)~(3)にあてはまる正しい組合せを一つ選びなさい。

(制裁)

第53条 経済産業大臣は、(1)第1項の規定による許可を受けないで同項に規定する貨物の輸出をした者に対し、(2)以内の期間を限り、輸出を行い、又は非居住者との間で特定技術の提供を目的とする取引を行うことを禁止することができる。

2 経済産業大臣は、貨物の輸出又は輸入に関し、この法律、この法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した者(前項に規定する者を除く。)に対し、(3)以内の期間を限り、輸出又は輸入を行うことを禁止することができる。

- 1 .(1)第25条(2)5年(3)3年
- 2 .(1)第25条の2(2)5年(3)1年
- 3 .(1)第48条(2)5年(3)3年
- 4 .(1)第48条(2)3年(3)1年
- 5 .(1)第25条及び第48条(2)3年(3)1年

<問題24>

一契約において、次の貨物を輸出する場合の「少額特例」の適用に係る解釈で正しいものはどれか。以下の1から5までの中で正しい解釈はいくつあるか答えなさい。

仕向地：中華人民共和国(中国)

輸出貨物：輸出貿易管理令（輸出令）別表第1の7の項（1）及び（13）に該当する以下の2種類の貨物

集積回路                   ：7の項（1） 価格60万円

周波数分析器               ：7の項（13） 価格70万円

その他の前提 イ：2種類の貨物とも輸出令別表第3の2に掲げる貨物（告示貨物）には該当しない

ロ：「客観要件」又は「インフォーム要件」には該当しない

- A 一契約でリスト規制品の価格が100万円を超えており、少額特例は適用できないため、一般包括輸出許可を取得していない場合は個別許可申請となる。
- B 同一項番であるが括弧の番号が異なる（7の項（1）と7の項（13））ため別々に少額特例が適用できるので、それぞれ少額特例を適用して輸出した。
- C 2種類の貨物が同一項番（両方とも7の項）であり、少額特例は項番内の合計金額（130万円）で計算するため、少額特例は適用できない。
- D 当社では価格計算によるミスを防ぐために、少額特例、一般包括輸出許可いずれも適用できる場合は、一般包括輸出許可を使用することになっているので、一般包括輸出許可を適用して輸出した。
- E 中国には少額特例は適用できないので、個別許可申請した。

- 1．1個
- 2．2個
- 3．3個
- 4．4個
- 5．5個

<問題25>

貿易関係貿易外取引等に関する省令（貿易外省令）第9条第1項の規定及び外国為替及び外国貿易法第25条第1項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について（役務通達）で規定されている役務取引の「特例」について、正しいものをすべて列挙しているものを選びなさい。なお、ここでいう技術は、外国為替令（外為令）別表の1から15の項に該当する技術である。

- A 経済産業大臣又は防衛大臣が行う一切の技術の提供取引は、政府が行うものであるから役務取引許可が不要である。
- B 大学の教育や研究の一環として行う技術提供については、そのすべてが「基礎科学分野の研究活動において提供する取引」として役務取引許可は不要である。
- C 過去にインターネットに掲載され、不特定多数の者に対して公開されていたが、現在は更新されて掲載されていない技術を提供する取引であっても、公知の技術を提供する取引になり役務取引許可は不要である。

D 貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術であって、貨物の買主等に提供され役務取引許可が不要になるものには、その貨物を使用するために設計したプログラムは含まれない。

E 貨物に内蔵されたプログラムは、プログラムの価額が貨物全体の価額の10%を超えなければ当該貨物の「主要な要素でない」と判断され、外為令別表の1の項から15の項までの中欄に掲げる技術のいずれにも該当しないものと扱われる。

- 1 . A ・ B
- 2 . B ・ C
- 3 . B ・ D
- 4 . C ・ D
- 5 . D ・ E

<問題26>

「外国為替法令の解釈及び運用について」の6-1-5、6の(居住性の判定基準)の1について、次の中から、居住者として取り扱われるものを一つ選びなさい。

- 1 . ニューヨークの国連本部に勤務する目的で出国し、途中ハワイに1週間滞在する本邦人
- 2 . 1年間、ボストンの大学院に留学する目的で出国し、途中シアトルに3日間滞在する本邦人
- 3 . 日本の貿易商社のロンドン支店に勤務する目的で出国した本邦人
- 4 . ローマにある日本メーカーの駐在員事務所に6ヶ月以上勤務するフランス人
- 5 . 北海道にある大学院に留学している来日5ヶ月目のベトナム人留学生

<問題27>

「輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物」(無償告示)の第二号7から9までに規定する「一時的に出国する者」について、正しいものを選びなさい。

- 1 . 「一時的に出国する者」とは、通達に定めはないので、文字通り、一時的に出国する者すべてをいう。
- 2 . 「一時的に出国する者」とは、通達に定めはないので、出張等について企業の内部規定などで、明確に一時的な出国であることが立証できる者すべてをいう。
- 3 . 「一時的に出国する者」とは、「輸出貿易管理令第4条第1項第五号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物」(暗号特例告示)で、「恒久的に出国する者」でない者すべてをいう。」と定められている。
- 4 . 「一時的に出国する者」とは、運用通達で、「外国における滞在期間が家族を伴っている場合は、1年未満、その他の場合は、2年未満の予定で出国する者(一



時的に入国して出国する者及び船舶又は航空機の乗組員を除く。)をいう。」と定められている。

5. 「一時的に出国する者」とは、暗号特例告示で、「外国における滞在期間が2年未満の予定で出国する者をいう。」と定められている。

**(参照条文・抜粋)**

- 7 一時的に出国する者が携帯し、又は税関に申告の上別送する輸出貿易管理令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第一号八に該当するもののうち、本人の使用に供すると認められるもの
- 8 一時的に出国する者が携帯し、又は税関に申告の上別送する輸出貿易管理令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物((7)、(8)、(10)又は(11)に掲げる貨物に係る部分に限る。)であって、貨物等省令第8条第九号、第十号、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するもののうち、本人の使用に供すると認められるもの
- 9 一時的に出国する者が携帯し、又は税関に申告の上別送する輸出貿易管理令別表第1の12の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第十三号に該当するもののうち、本人の使用に供すると認められるもの

<問題28>

米国から許可例外 TSR(Technology and Software under Restriction)を適用して導入された技術を中国国籍の従業員に提供する場合の記述で、正しい記述はいくつあるか答えなさい。

- A 米国輸出管理法に基づいて合法的に導入された技術を日本国内で提供する場合には、再輸出規制の対象とならない。
- B 中国国籍従業員に当該技術を提供する場合は、「見なし再輸出」となる。
- C 「見なし再輸出」となるが、許可例外 TSR が適用可能である。
- D 許可例外 TSR を適用する場合には、米国の輸出元に提出した確約書と同様の確約書を中国国籍従業員から取得する必要がある。
- E 中国国籍従業員への当該技術の提供が民生用途であることが確認できたため、許可例外 TSR が適用可能である。

- 1 . 1 個
- 2 . 2 個
- 3 . 3 個
- 4 . 4 個
- 5 . 5 個

<問題 29 >

米国輸出管理法規に基づく再輸出規制で、規制対象となる品目に関する記述を読んで、誤っているものを一つ選びなさい。

- 1 . 米国から穀物を輸入し、一部を再輸出している。日本の外国為替及び外国貿易法では、こうした農産物は輸出貿易管理令別表第 1 の 16 の項のキャッチオール規制の対象外であるが、米国輸出管理法規では再輸出規制の対象品である。
- 2 . 米国の書店で販売されている工学図書を輸入し当社の海外店へ郵送している。暗号の作り方や解き方を書いた専門書であるが、誰でも入手できる書籍なので米国輸出管理法規の規制対象品ではない。
- 3 . 米国から輸入した電気部品を永年在庫保有している。今回、海外から補修部品の注文を受け輸出する予定だが、米国輸出管理法規の公訴時効期限である 5 年以上前の部品なので規制対象品ではない。
- 4 . 米国から輸入した米国原産品を組込んだ日本製品は、組込み製品として米国輸出管理法規の規制対象品の可能性がある。
- 5 . 米国から提供を受けた特殊な技術を使って作られた日本製品は、例え米国製の部品や材料を一切使っていないくとも、直接製品として米国輸出管理法規の規制対象品の可能性がある。

<問題 30 >

米国原産品目を再輸出する場合におこなう顧客審査において、米国輸出管理法規で求められている確認事項に関する記述を読んで、誤っているものを一つ選びなさい。

- 1 . 米国商務省が米国製品の輸出・再輸出に対しライセンス取得を要請している UAE の顧客かどうかを General Order No.3 を使って確認する。
- 2 . 米国輸出管理法規に違反したため米国商務省から取引禁止顧客(Denied Persons)に指定されていないかを確認する。
- 3 . 米国財務省が公表している SDN(Specially Designated Nationals)リストを使って、麻薬取引者に指定されていないかを確認する。
- 4 . 米国商務省が公表している大量破壊兵器拡散懸念顧客(Entity List)に該当していないかを確認する。
- 5 . "Red Flags"(危険信号を発している)状態であるとして、米国商務省が公表する未検証エンドユーザーリスト(Unverified List)に掲載されていないかを確認する。

平成19年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験

(STC Expert)

試験問題(法令編)